

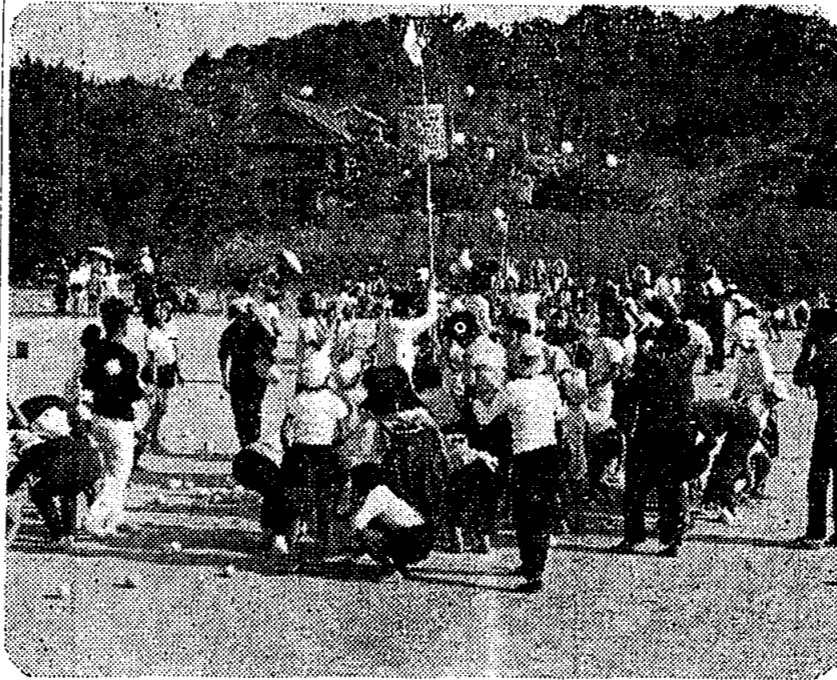


発行所 岡垣町役場
 責任者 岡垣町長 辻 守 莊
 印刷所 有限会社 大和印刷所
 電話(宗像) 2027番

躍進する東山田

一東山田区は、去る十月十日(日曜日)、山田小学校校庭において、区の秋季大運動会を行なった。これは区民相互の親睦と融和を深め、併せて体位の向上をはかる目的で開かれたものである。

当日は絶好の秋日和で、若い人は勿論のこと七十代のおばあさんから、三、四才の幼児にいたるまで、競技を楽しみ、特に子供会の鼓笛隊には全区民のおしめない拍手がおくられた。校庭横に東山田青年団が生花、団活動記録写真等の展示会を催して、親善ムードをかきたててい



東山田区長 赤松禧憲

開庁五周年記念航空シヨウ

時、十二月二十一日(日曜) 行を公開し、各種航空機、陸上所、芦屋基地 自衛隊の火炮等近代装備を展示
 十時から観閲式等一般に公開、 モデルも多数参加し写真撮影大会も催うされる。
 大編隊飛行、救難救助、物量投下、超音速超低空、アクロバット飛行、空中給油飛行等高等飛行 尚十一月二十日前夜祭として吉木区を音楽隊が行進する。

選挙人名簿 縦覧のお知らせ

九月十五日現在で、調製した基本選挙人名簿及び、筑前海区漁業調製委員会委員選挙人名簿を、十一月五日から十一月十九日まで十五日間岡垣町役場において関係者の縦覧に供します。

岡垣町選挙管理委員会

三吉団地に県公営住宅建設

岡垣町三吉団地に昭和四十年度県公営住宅が建設されること

に決定しました。建設戸数は八戸で、十月末に着工され、竣工は四十一年二月下旬の予定であります。尚現在三吉団地には町営住宅十五戸、県公営住宅三十八戸建設されております。

建設戸数及構造について
 才一種四戸建一棟(三DK)
 才二種二戸建二棟(二DK)
 構造については、現在三吉団地に県公営住宅が建設されているように、簡易耐火構造平家建(ブロック建)となっております。

農繁期防犯広報

みのりの秋を迎え、毎日ご多忙のことと思います。

- ◎不審者が部落をうろついている時は、向こう三軒両隣りで用心しましょう。
- ◎家を留守にする時は、隣り近所に頼みましょう。
- ◎戸締りは厳重にしましょう。
- ◎まとまった金は、貯金し、自宅におかぬように致しましょう。
- ◎空巣にあわないように注意しましょう

プロパンガスの

事故を防ぎましょう

- ◎ガスボンベは必ず家の外におくこと。
- ◎ゴム管は不必要に長くしないこと。
- ◎ガスもれのおいがする時はすぐ点火しないこと。
- ◎子供にはガスレンジを絶対にさわらせないこと
- ◎日頃から子供にガスのおそろしさを知らせておくこと。

折尾警察署からお知らせ

社会福祉協議会へ香典返しとして寄附

吉木、故清水ハツ氏(九十五才) して、妻広渡芳江氏より寄附
 (昭和四十年八月二十五日死亡) 元松原、故広渡モリノ氏(八十九才) 昭和四十年十月二十一日死亡、香典返しとして、広渡元松原、故広渡恒喜氏(四十五才)元町土木課長、昭和四十年九月二十三日死亡、香典返しと遺族会に寄附。

家屋評価実施のお知らせ

十月二十日から各戸を巡回し度(基準年度という。)の課税で、下記要領により、町内全家分から適用するもので、評価員屋について、新しい基準によるが参上の節に建築年月日等をお評価を実施しております。たずねることになりますので、今回の評価は、昭和四十二年御協力をお願いします。

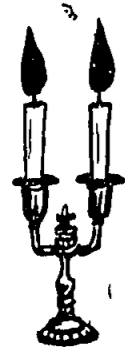
記

- 一、実施期間 昭四〇、一〇、二〇
昭四一、一〇、三一
 - 二、評価員 役場税務課吏員(二名一組)
 - 三、調査事項 平面図作成、部分別評価
- (税 務 課)

納税者の声を聞く旬間について

十一月一日より十日まで全国的に「納税者の声を聞く旬間」を実施されますが若松税務署管内は次のごとく実施されますから御利用下さい。

月 日	曜	時 間	場 所	行 事 名	備 考
11月 1 日	月	11~12 時	当署会議室	納税者の声の聞く会	若松警察署警察官との座談会
2	火	13~15	当署	納税者の声の聞く会	若松警察署警察官との座談会
4	木	10~16	中間市公民館	協議団巡回税務相談	司会 梶原みづえ氏 出席者 約20名
5	金	14~16	当 署	租税教室並署内見学	
5	金	10~13	当 署	1日署長	
5	金	18~20	芦屋町公民館	納税者の声を聞く会	若松商業高校 3年生 50名
5	金	17	芦屋町	納税者宅訪問	北九州商工会議所副会頭 岡部宏輔氏へ委嘱
5	金	執務時間中	当 署	税の相談日	国・県・町三税当局と納税者との座談会
8	月	11	当署会議室	署長納税表彰	
8	月	10~16	商工会議所 若松支所	協議団巡回税務相談	芦屋町倉迫孝義氏宅 団体 2. 個人 1
9	火		納税者宅	納税者宅訪問	
10	水	11	福岡国税局 会 議 室	福岡国税局長納税表彰	当署関係被表彰者 若松商連シヨップ納貯組合



税務課

給料の一部を出し合って

母校に優勝旗を贈る

寄付者氏名

本年三月岡垣中学校を卒業して篠原絨維KKに勤めている左記の八名は、母校に何かお礼の品を贈りたいと給料の一部を積立てていたが、それを会社が知りその真情に感激して資金の援助をして、運動会をはじめ、各種のクラスマッチ用に見事な優勝旗三本を寄贈してきた。学校では本年の運動会から、これを使い、後輩の感激一入のものがあつた。

梅原順子、奥田英一、
金山孝子、川口文子、
竹井律子、辻早智子、
徳永姿子、花田雅子

新海老津石田英二氏は母堂石田スマ殿(八十三才)の香典返しとして、岡垣中学校に、図書購入費貳万円を寄付されました。

内浦校内相撲大会を観て

従来、内浦区の宮日に万年願の相撲が行なわれていたが、時代のあおりで、青年の相撲が出来なくなつたので、昨年からは内浦小学校に依頼し、内浦校々内相撲大会となつた。

今年十月十八日が雨天のため、十九日午後一時半から一時間、全校生徒が赤白に分れ、互いに戦と三人抜を一本勝負で進める。

始めと終りの礼、そんきよ、ちりちようず、規律正しい中に、全校生徒の割れるような声援、又勝負のきびしさも折り返せ、久しぶりに気持のよい競技を見せてもらった。

文明の発達で、現在体を使う

ことをいやがり、体格は非常によくなつたのに、体力がそれに伴つておられない時、こんな行事は各地区で行われたもの。国技であり、全身運動といわれる相撲も、小学生のうちからとっておらないと、自分の力量も知らず、一生見る相撲だけに終る人が多くなるだろう。

内浦校で校内相撲が出来た裏には、内浦区からの土俵作り賞品代応援もあるが、各地の公民館に、遊び場と共に土俵場を作ってもらつておけば、利用する子供はおおくとおもう。子供はこの遊びの中から社会性、自立性を伸ばして行く。



太田孝氏提供

ラジオ体操 足運動の反省

スポーツ、体育の目的は色々あるが、一口にいうと、身体を健康にすると同時に、自分よりも勝つ精神力を育てることです。例えば五千米のマラソンをする。きつい、きついからやめて了えばそれまでですが、それをきつくと頑張り通す。すると、その後きついことに出逢ってもあの時、自分はやり通しきったという安心感があるので、それをきりぬけることが出来る。それがだんだん、自分に打ち勝つ精神力になります。

世の中は自分の思う通りにならないことが多いものですが、何事にも負けないこの精神力が非常に大切です。

それで体力増強と、スポーツに親しむ空気を醸成するため、七月二十一日から夏休期間中、町ぐるみ、ラジオ体操、駄足運動を展開したわけですが、区長さん、体育委員さん方の御協

力により、相等な成果を挙げることが出来ました。三日内の欠席 一四八六名 五日内の欠席 二九五名 (報告分のみ集計)

参加者数はこの倍になるでしょう。

特に早崎地区では八三才のおじいさんも皆勤される位、全戸参加され、新松原でも家におられる方は全員参加されたので、賞状を贈る。



婦人少年室 協助力員制度について

婦人の地位の向上、働く婦人と年少者の保護並びに、労働者家族の福祉の問題等、婦人少年行政の円滑な運営を図るため、昭和二十八年から婦人少年室協助力員制度が設けられていますが

今回、岡垣、芦屋、遠賀地区の協助力員に、元松原の谷口ヒト夫人がなっておられるので、問題があれば速慮なく相談して下さい。

旧軍人等の抑留期間の加算

について(昭四〇・五・二五 法律第八二号)

(イ)旧軍人軍属で、終戦時に海外にいた者は、敗戦という、非常事態によって帰国の自由を失なうというような、特殊事情にあったことを考慮し、終戦後帰国するまでの抑留期間について、加算年に準ずる在職年の割増を行う。即ち、旧軍人として、昭和二十年九

月二日から引続き、海外にいた者の旧軍人等としての在職年を計算する場合には、同日以降帰国するまで、在職期間の一月につき、一月の月数を加算する。この加えられる月数は在職年及び恩給年額の計算等については加算年として取扱われるので、この月数

を恩給の基礎在職年に算入することにより、新たに、普通恩給所要最短期限に達する旧軍人等、又はその遺族にのみ適用されることになった。

(ロ)抑留加算のために生ずる権利取得の時期等

前記(イ)により、新たに普通恩給所要最短期限に達することとなる旧軍人等、又はその遺族は、昭和四十年十月一日に普通恩給、又は扶助料を受け

る権利を取得し、同十月分から給与が支給される。但し規定上失権失格事由、非該当した旧軍人等、又はその遺族、これらの者の外、旧軍人等の子で、昭和四十年十月一日前に成年に達したものの、不具廢疾者を除く)恩給法令以外の法令により、その権利が消滅すべきであった者、又はその遺族については普通恩給、又は扶助料は支給されない。

(ハ)一時恩給、又は一時扶助料を受けた者の措置

新たに普通恩給、又は扶助料を給されることとなる者の中には、法一五五号で一時恩給又は一時扶助料を返還させ、又はその15を普通恩給、又

碁 会

九月十二日(日曜)午前九時から波津海水浴場妙見屋で、公民館主催、読売新聞社後援の囲碁大会を催す。

三段から一級までをAパートに二級から十二級までをBパートにし、約四十名の参加者熱戦を展開。五人勝負で終始頭を使う。こんな時、体力のない者は頭がポーンとなつて、思考力がなくなつて了う。対戦結果は

Aパート

優勝 二段 高原弘明 波津 二等 初級 小今井永一 元松原。三等 三段 二葉 春馬 芦屋

Bパート

優勝 六級 岩崎友久 西 黒山。二等 六級 安部武 波津。二等 六級 早川周 治 高倉。二等 五級 花 田清三吉。二等 五級



加藤三郎 三吉。

「碁をしたら親の死に目に逢わん」という位、面白くてやめられんが、頭の鍛練の面から健全娯楽といえるので、各支部を作り、世話人を置きたいと思つているが、次の会の際には初心者の方も大勢参加下さい。

は扶助料から、控除されたものが支給される。

(ニ)抑留加算に云う海外とは 昭和二十年九月二日現在における内地、樺太以外の地域と定義されているが、内地には内務省の管轄地域にあつたものを除くこととされてはいるので、当然朝鮮、台湾は外地になる。

◎樺太及北緯三八度以北の朝鮮、満州の加算年について 昭和四十年五月二十五日(政令オ一七二号)をもって海外抑留加算年以外に法一五五号附則オ二四号五項に定める旧軍人、旧準軍人、又は旧軍属で、昭和二十年八月九日から、昭和二十年九月二日までの期間に上記の地域に従軍していた者は、一月につき、三月の加算が認められることとなった。これは昨三十九年政令オ二三三号により改正された沖繩本島及南西諸島の加算に伴い、追加拡大されたものと解される。

前記に該当する方で、恩給年限に達すると思われる方は役場民生課に履歴申立用紙がありますので、手続きをして下さい。

婦人相談について

お知らせ

女性の方で日頃人に云はれない悩みごと、心配ごとを持っていてる方に対して、例えば夫婦間の問題、家庭内の問題、戸籍の問題、各種年金の問題など、その他女性に関するいろいろの問題について、法務局、家庭裁判所等それぞれの専門家を揃えた巡回相談が実施されます。個人の秘密は、固く守りますので気軽に相談においで下さい。

日時 十一月十七日
 受付 午前九時半より午後三時まで
 相談 午前十時より午後四時まで
 場所 水巻町民会館
 (水巻中学校グラウンド横)
 経費は一切無料

戦傷病者戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金、遺族給与金等の増額と受給権調査について

本月一日から戦傷病者に対する障害年金が二九パーセント以上戦没者遺族に対する遺族年金が九万二千円に遺族給与金が四万六千円に、それぞれ増額され(年令により増額期日が異なる)新証書が交付されることになりました。

しかし新証書の交付を受ける際、受給権調査が併せて行なわれますから次の要領で支払郵便局へ手続をして下さい。なお新証書は概ね一月頃から市町村役場で交付される予定であります。

手続要領

一、障害年金受給者の提出書類

- (1) 障害現症届(用紙は厚生省から本人宛直送する)
- (2) 障害年金証書
- (3) 戸籍抄本(十月一日以降の認承印あるもの)
- (4) 提出の日前一カ月以内に作成された不具廢疾の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
- (5) 十月期渡し年金を受給後十一月二十日まで支払郵便局に提出すること

二、遺族年金遺族給与金受給者の提出

受給権調査、現症届又は現状届未提出の者には新証書は交付されませんから忘れぬように注意して下さい。

三、公務扶助料も増額

されますが、新証書等詳しいことは支払郵便局でおたずね下さい

成人式には平服で!!
 来年一月十五日の成人祭には、式の後で、フォークダンス等をおこないますので、訪問着等はなるべく避け、普通の洋服で参加下さい。

優良健康世帯の表彰について

岡垣町国民健康保険

岡垣町国民健康保険では、過去一カ年間健康でしかも保険税を完納された御家庭の御協力に対し、表彰規程の定めるところにより、毎年優良健康世帯として、記念品を贈呈し表彰することにしていきます。

昭和39年度優良健康世帯芳名

(注 ※印は準優良健康家庭)

吉木	原	麻生	原	占部	坂田	原田	鶴田	平木	花田	小川	梅野	吉田	神屋	二村	桃川	野田	中島	中村	本村	熊野	吉田	藤井	河原	海老津	山下	吉住	石田	
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
金久	治正	隆正	重人	喜久雄	喜久雄	喜久雄	源太郎	幸夫	セイ子	海治	繁雄	春雄	良策	義美	心一	武	巖	与作	喜藏	隆徹	徳郎	松夫	虎雄	波男	浪雄	トメノ	喜一郎	
	山田	上畑	戸切	手野	手野	手野	上海老津	高倉	高倉	内浦	内浦	内浦	内浦	内浦	内浦	内浦	元松原	元松原	元松原	東海老津	野間	野間	西黒山	西黒山	西黒山	西黒山	西黒山	
平川	穴見	神屋	石田	小山	川原	森崎	石田	山口	山田	矢野	山田	青柳	宮内	龜石	大寺	竹井	広渡	平川	麻生	石橋	辻	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	
文男	守太	繁樹	敬彦	茂史	茂史	シナ子	貞貞	才麗	カネ子	清四郎	康夫	イソノ	五郎	武定	真光	真光	正俊	正俊	清人	清茂	熊次郎	正樹	五郎	五郎	五郎	五郎	五郎	



吉木優勝

公民館対抗相撲大会は恒例により、十月九日高倉神社で行なう。八チームの出場だったが、波津が三チームも編成し、強豪ぞろいで、誰の目にも波津の優勝疑いなしと見られていたのに、

番ぐるわせが出来、吉木チームが優勝した。

出場チームは 東海老津、三吉、吉木、糠塚、西黒山、波津A、B、C

個人戦では三吉の加藤昇君が優勝